また、本件事業の堤防法線の決定に当たっては、堤防を左岸側に引堤する申請案、右岸側に引堤する案及び左右両岸を均等に引堤する案について、現堤防の嵩上げ及び河道掘削を含め総合的な検討が行われている。３案を比較すると、堤防を右岸側に引堤する案は、堤防法線が現河道から大きく外れるとともに、沿川の多くの住宅の移転を余儀なくさせることから、事業費が最も大きくなるとともに、現在の土地利用状況に与える影響も最も大きくなる。また、左右両岸を均等に引堤する案については、本件区間のほとんどが引堤となることから、施工期間が長期に渡ることに加え、申請案に比べ取得面積が多く、支障となる物件も多くなる。

一方、申請案は、現堤防との重複区間が他案より長くなることから、工事量が最も少なく、また、右岸側の大規模な住宅連たん地域を極力避けるものとされていることなどから、取得面積が最も少なく、事業費も廉価となり、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、河道が狭小なことから、洪水時に内水被害が多発し、今後、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図り、整備計画等に基づく目標流量を安全に流下させる必要があると認められるとともに、洪水による水害等を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、山形市長を会長とする最上川上流村山地区改修期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県山形市役所及び同県東村山郡中山町役場

○国土交通省告示第五百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年五月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス・香川県東かがわ市白鳥字城泉地内から同市西村地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　土地

⑴　収用の部分　香川県東かがわ市白鳥字城泉及び字田中、湊字山下及び字岡前、川東、中筋並びに西村地内

⑵　使用の部分　香川県東かがわ市白鳥字城泉及び字田中、湊字山下及び字岡前、川東、中筋並びに西村地内

２　水利権

⑴　収用の部分　香川県東かがわ市湊字山下地内

⑵　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県東かがわ市伊座字池繁地内から同市小砂地内までの延長9.2㎞区間（以下「本件区間」とする。）を全体計画区間とする「一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道11号（以下「本路線」という。）は、徳島県徳島市を起点とし、香川県東かがわ市、さぬき市、高松市、愛媛県四国中央市、新居浜市、西条市等を経て松山市に至る延長267.3㎞の、四国瀬戸内海沿岸の主要都市を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、東かがわ市の中心市街地の南側を通過し、その沿線には住家、店舗、事業所等が連たんしていることから、地域内交通に利用されているとともに、香川県東部地域と県都高松市とを結ぶ主要幹線道路でもあることから、物流や観光による通過交通にも広く利用されている。しかしながら、現道は、幅員狭小な２車線道路であり、右折車線が十分に整備されていない信号交差点が多数存するため、朝夕の通勤時間帯を中心に各所で交通混雑が発生し、さらに交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、東かがわ市湊字水入地内で22,657台／日、同市三本松地内で20,736台／日、同市落合地内で23,936台／日、混雑度はそれぞれ1.33、1.64、1.48となっている。

本件事業の完成により、地域内交通と通過交通とが分散され、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である香川県が環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成16年３月に環境影響評価を実施している。その結果によると、工事の実施に伴う騒音について一部環境基準を超える値がみられるものの、仮囲いの設置や低騒音型建設機械の採用等の保全措置を実施することによって、環境基準を満足するものと評価されており、起業者は、これらの保全措置を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、それらの営巣地は本件区間か